

# 共同研究「ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマージンスクイズ規制の比較分析及び経済学的検証～」(概要)

平成24年10月  
C P R C 事務局

## 1 本共同研究の目的、問題意識及び報告書の構成について(第1部)[報告書1頁]

### (1) 本共同研究の目的及び問題意識[同1頁]

- ・マージンスクイズ<sup>(注1)</sup>については、米国、EUを中心に海外において幾つもの重要な判例、決定<sup>(注2)</sup>等が出ているところ、米国とEUにおいてマージンスクイズに対する規制に顕著な違いがあることが注目されている。
- ・我が国においても、マージンスクイズ規制について、2009年以降大きな動きがある。排除型私的独占に対して課徴金を導入する改正独占禁止法が成立し、排除型私的独占ガイドラインが公表され(2009年10月)、同ガイドラインで取引拒絶類型の中でマージンスクイズに対する独占禁止法上の評価が明記された。また、マージンスクイズ該当性が論点となったNTT東日本事件について最高裁の判断が示された(2010年)。
- ・さらに、マージンスクイズ規制は、電気通信というネットワーク効果が働く産業に先例が多いが、他のネットワーク効果が働く産業では、このような規制事例があるのかないのか、他の産業においてもこの考え方は応用できないか関心が持たれている。

(注1) 我が国の排除型私的独占ガイドラインでは「川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合」において「供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為」と定義されている。また、NTT東日本最高裁判例(後述)調査官解説では「川上市場と川下市場にまたがる統合企業が川上市場での市場支配力を利用して両市場の価格差を圧縮することにより川下市場での競争者を排除する行為」と説明されている。

(注2) Deutsche Telecom 事件/ECJ 判決(2010.10), TeliaSonera 事件/ECJ 判決(2011.2), Telefónica 事件/欧州一般裁判所判決(2012.3), LinkLine 事件/米連邦最高裁判決(2009.2)

本研究では、上記を背景として

- 米国及びEUにおけるマージンスクイズ規制の分析検討、さらには我が国における規制との比較分析
- マージンスクイズ規制を行うことの当否について、経済理論から検討
- マージンスクイズ規制を発動する場合の排除措置命令の設計等について検討

マージンスクイズ規制に係る今後の独占禁止法の運用及び競争政策への示唆を得る

(2) 報告書の構成

第1部 総論

- 1 研究の目的, 問題意識
- 2 報告書の構成

第2部 マージンスクイズに係る各国の規制

- 1 EUにおけるマージンスクイズ規制の概要
- 2 米国におけるマージンスクイズ規制の概要
- 3 日本におけるマージンスクイズ規制の概要
- 4 日米欧のマージンスクイズ規制の比較・分析

第3部 今後の独占禁止法の運用及び競争政策への示唆

- 1 マージンスクイズの経済学的検証及びそこから得られる示唆
- 2 EU及び米国からの示唆
  - (1) マージンスクイズの要件・基準について
  - (2) 事業法と競争法の関係について
  - (3) 排除措置命令の設計
  - (4) 他のネットワーク産業への示唆

(3) メンバー

(主査) 泉水文雄	CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授
柳川隆	神戸大学大学院経済学研究科教授
品川武	元CPRC研究員・公正取引委員会事務総局審査局第四審査長
木村智彦	元CPRC研究員・公正取引委員会事務総局審査局第四審査
植田真太郎	元CPRC研究員
川崎豊	元CPRC研究員

## 2 マージンスクイズに係る各国の規制の概要と規制事例（第2部）〔同4頁〕

### (1) EU〔同4頁〕

#### 欧州委員会 82 条ガイダンス（2008 年）〔同 12 頁〕

- ・ マージンスクイズを単独の取引拒絶の一形態と位置付ける。
- ・ 投資インセンティブとの関係につき次の評価を記載。

「川上市場で支配的事業者に対して供給義務を課している場合は、供給義務を課すに当たり川上市場での投資のインセンティブとの必要なバランスが既に当局によって採られていることが明らかな場合、供給義務を課すことは事前でも事後でも投資のインセンティブにマイナスの効果を持たないことは明白である。支配的事業者の川上市場における地位が、特別な又は排他的な権利の保護の下で発展した場合や国家の資源によって資金援助された場合も同様である。」

#### Deutsche Telecom 判決（2010 年）〔同 13 頁〕

##### ア 事案の概要

・ Deutsche Telecom 社（ドイツの固定電話通信事業の既存事業者）は、同社の顧客が支払う固定電話の料金よりも高い卸料金（加入者回線への接続料金）を競争者に課すことにより、新規参入を阻止し電気通信サービスの供給者の選択肢及び顧客に対する価格競争を減殺したとして、1260 万ユーロの制裁金を課せられた。

##### イ 判決で示された主要なポイント

- ・ マージンスクイズは、それ自体で TFEU102 条違反を構成する独立の違法行為類型（単独の取引拒絶の一形態と位置付ける欧州委員会ガイダンスとは異なる立場）。したがって、川上市場で単独の取引拒絶、川下市場で略奪的価格設定を行ったとの認定は不要。
- ・ マージンスクイズが TFEU102 条に該当するかどうかは市場支配的事業者の川上市場と川下市場における価格差が判断基準であるとし、「同等に効率的な事業者基準」（市場支配的事業者の卸売価格と小売価格の差がマイナス

である、又はプラスであっても市場支配的事業者が自らのサービスを提供する上で固有な費用をカバーするのに不十分であり、したがって同等に効率的な事業者が川下市場において小売サービスを提供するのに必要な費用を賄うのに十分でない)を採用。

- ・マージンスクイズによる反競争的な効果の立証は蓋然性の立証で足りる。

#### TeliaSonera 事件判決 (2011 年) [同 20 頁]

##### ア 事案の概要

・ TeliaSonera 社 (スペインの元国営の電気通信事業者) は、同社が直接ブロードバンド接続サービスを提供するエンドユーザーへの小売価格と、自己が保有する加入者回線への接続を認める競争者への卸売価格との価格差を、同社自身がエンドユーザーにサービスを提供するために必要な費用を賄うのに十分でないものとするにより競争者を排除したとして、制裁金を課せられた。

##### イ 判決で示された主要なポイント

- ・「同等に効率的な事業者基準」の適用に当たって、例外的に、(市場支配的事業者の) 競争者の費用又は価格を採用することがあり得る (市場支配的事業者のコスト構造を正確に把握できない場合など、特別な事情がある場合)。
- ・マージンスクイズが TFEU102 条に該当するか否かの判断に当たっては、①市場支配的事業者の川上市場における市場支配力の程度、②市場支配的事業者が川下市場においても市場支配力を有しているか否か、③行為の相手方が市場支配的事業者の既存の顧客であるか新規の顧客であるか、④市場支配的事業者がマージンスクイズによる損失を埋め合わせることができるか否か、及び⑤問題となる市場が成熟した市場か技術革新を伴う新たな市場かといったことは基本的に無関係である。
- ・市場支配的事業者が川上市場において提供する製品やサービスが (川下市場における) 競争者にとって必須であることは要件ではないが、必須である場合にはマージンスクイズの潜在的な反競争効果は推認される。

82 条ガイダンスと上記 2 判決の異同 [同 17 頁, 31 頁]

- ・上記 2 判決は 82 条ガイダンスと異なり、マージンスクイーズを「単独の取引拒絶の一形態」ではなくそれ自体で TFEU102 条違反を構成する独立の違法行為類型とするとともに、川上市場において市場支配的事業者が提供する製品やサービスが競争者にとって必須なものであることはマージンスクイーズの認定に不要であるとした。
- ・この点について、一方で、欧州司法裁判所は当該製品やサービスが競争者にとって必須なものである場合にはマージンスクイーズの潜在的な反競争効果が推認されると判示しているため、必須性について考慮要素としている欧州委員会のマージンスクイーズに対する執行方針との差異はないとの見方もある。

(2) 米国 [37 頁]

linkLine 事件/連邦最高裁判決 (2009 年) [同 37 頁]

ア 事案の概要

- ・DSL サービスを提供するために必要なインフラ及び設備を保有する被告 AT&T 社が、原告 LinkLine 社ら 4 社の ISP に対し、卸売の DSL 移送サービスに高い価格を、自らが提供する小売の DSL サービスに安い価格を設定することにより、原告の利益を不当に圧搾し、カリフォルニアにおける DSL サービス市場の独占化を行ったとして、シャーマン法 2 条違反で原告が提訴したが、主張は認められなかった。

イ 判決で示された主要なポイント

- ・マージンスクイーズは独自の違反行為類型とは認められない。マージンスクイーズが反トラスト法上違法となるのは、反トラスト法上の取引義務がある場合に不当な取引拒絶に当たるか、小売段階での略奪的価格設定が認められる場合のみ。
- ・マージンスクイーズ自体が反トラスト法上問題ということになると裁判所が事業者の価格設定に介入することになるが、裁判所が適切な価格であるかどうか判断することは困難であり、不適切。

(3) 日本〔45 頁〕

排他的私的独占ガイドライン（2009 年〔同 45 頁〕）

・ マージンスクイズは、「供給拒絶・差別的取扱い」と同様の観点から排除行為に該当性するか否かが判断される。すなわち、供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品について、合理的な範囲を超えて供給拒絶等をする行為は排除行為に該当し、私的独占（排除型私的独占）として問題となり得る。

NTT 東日本事件/最高裁判決（2010 年）〔同 48 頁〕

ア 事案の概要

・ NTT 東日本は、東日本における FTTH サービス（戸建て住宅向け光ファイバを用いた通信サービス）に参入し、既存の競合他社及び新たに FTTH サービスを開始する事業者が NTT 東日本に支払う光ファイバへの接続料金よりも低い利用者向け料金を設定することにより、FTTH サービス市場における他の電気通信事業者の事業活動を排除し、公共の利益に反して東日本における当該取引分野の競争を実質的に制限しているとして、私的独占に当たるとされた。

イ 判決で示された主要なポイント

・ マージンスクイズを「単独かつ一方的な取引拒絶」ないし「廉売」双方の側面を有する行為と捉える。  
・ マージンスクイズの独占禁止法上の違法性を評価するに当たっては、市場支配的事業者が川上市場において提供する製品・サービスの競争事業者にとっての必須性を考慮。

(4) 日米欧のマージンスクイズに対する規制の比較〔同 50 頁〕

論点	EU	米国	日本
マージンスクイズの法的性格	独立の違反行為類型	独自の違反行為類型とは認められない	取引拒絶と不当廉売の双方の側面を有する行為類型
違法性の判断基準	卸売価格と小売価格の価格差がマイナス（ネガティブ）であるか、又はプラスであっても卸売市場における市場支配的事業者と同等に効率的な事業者が小売サービスを提供するのに必要な費用を賄うのに十分でないか（「同等に効率的な競争者基準」）。	卸売市場において反トラスト法上の取引義務がある場合に不当な取引拒絶に当たるか、又は小売市場の価格が略奪的価格設定として問題となるか。	市場支配的事業者の行為が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点から正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者の小売市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものであるといえるか。
卸売製品・サービスの必須性は要件か	要件ではないが、卸売製品・サービスの供給が小売製品・サービスの販売に必須である場合には、反競争効果が推認される。	—	卸売製品・サービスの必須性が排除行為該当性の考慮要素
事業法規制が存在する分野における競争法の適用の有無	事業法が事業者の自律的な行動を排除していない限り、競争法が適用される余地あり。	事業法規制が存在する場合、反トラスト法の執行により得られる利益は小さく、反トラスト法を適用する必要性は乏しい。	（明確な判示なし）
市場支配的事業者に	市場支配的事業者が事業法上の取	—	（明確な判示なし）

<p>対して事業法上取引義務が課されていない場合にも、競争法違反を構成するか</p>	<p>引義務を負っている必要はない。ただし、取引義務を負っている場合には反競争効果が推認される。</p>		
--	--	--	--

(5) 米国とEUでマージンスクイーズ規制に対する考え方が異なることの背景〔同 54 頁〕

ア 投資インセンティブへの配慮

米国ではマージンスクイーズ規制は川上市場における投資インセンティブを損なうとの考え方に対し、EUでは、川上市場において取引義務を課す事業法が存在する場合、既に規制当局によって投資インセンティブとのバランスは図られているので、マージンスクイーズ規制による投資インセンティブへのマイナス効果はないとの考え方がみられる。

イ 事業法上の規制の位置付け

米国では事業法規制に競争政策的な配慮がなされていることもあるので、競争法は事業法規制を尊重すれば足りると考え、裁判所は、反トラスト法の適用に控え目の事案がある。これに対して、EUでは欧州委員会が競争法の観点から、加盟国の事業法規制に事後の検証という形で積極的に介入。

ウ 競争政策の執行体制の違い

EUではマージンスクイーズに係る事案は競争当局による法執行であるが、米国では民事訴訟。米国の民事訴訟では、裁判所は、濫訴防止のため被告に対して有利な判断を行う傾向。

エ 単独の取引拒絶への態度

米国では単独の取引拒絶規制に慎重なのに対し、EUでは規制に積極的。



### 3 今後の独占禁止法の運用及び競争政策への示唆（第3部）〔同 58 頁〕

#### (1) マージンスクイズ規制についての経済学的検証〔同 58 頁〕

・市場支配的事業者による排除行為については、既に略奪価格設定や取引拒絶の規制が存在。市場支配的な垂直統合型事業者に対し追加的にマージンスクイズ規制が必要となるかどうかについて、経済理論モデルを用いて検証。

・理論的には、川上市場において取引義務はあるがアクセスチャージ規制がない場合<sup>(注)</sup>、市場支配的な垂直統合型事業者はアクセスチャージを自由に設定することにより川上市場で十分に利益を得ることができるため、同等に効率的ないし効率性に優る川下市場の競争者を排除するインセンティブはない。

(注) 通常、事業法で取引義務が定められているネットワーク産業では、併せてアクセスチャージ規制が課せられている。

・川上市場において取引義務があつてアクセスチャージ規制がある場合には、市場支配的な垂直統合型事業者はアクセスチャージを自由に設定できず川上市場において十分に利益を得ることができないため、マージンスクイズを行って川下市場において自らと同等又はそれ以上に効率的な競争者を排除するインセンティブを有する。この時、アクセスチャージ規制の下で認められるマージンの額がある程度大きい場合、市場支配的事業者は、略奪的価格設定規制に抵触することなく競争者を排除できる小売価格を設定できるため、略奪的価格設定や取引拒絶の規制とは別にマージンスクイズに対する独自の規制が必要。



川上市場において取引義務及びアクセスチャージ規制がある場合、  
マージンスクイズに対して規制を行うことは経済理論から正当化される。

(2) EUの経験からの示唆〔同 71 頁〕

ア マージンスクイズの要件・基準

・ マージンスクイズが独占禁止法上問題となり得るのは、①卸売価格と小売価格の価格差がマイナスである場合、及び②当該価格差がプラスであっても市場支配的事業者と同じ程度に効率的な事業者を排除するような価格設定を行っている（同等に効率的な事業者テスト）場合。

イ マージンスクイズ規制に係る排除措置命令の設計

(7) EUのアプローチ

・ マージンスクイズに対する問題解消措置として、①違反事業者に対する制裁金の賦課、②違反行為の取りやめ、③将来不作為を命じている。

・ 卸売価格又は小売価格の設定に介入することはない。合理的な価格差の設定及び監視は、事業官庁の役割だと認識しているため。

・ マージンスクイズに関し違反行為を認定した事案において、構造規制による問題解消措置を命じた事案は存在しない。ただし、違反行為を認定しない確約手続において、近時、事業者からの申出により、構造的な問題解消措置が採られた事例がある（RWE 事件。ドイツのガス会社である RWE が西ドイツ地域の高圧ガス輸送網を競争者に売却するとの申出を行った。）。

(i) 排除措置命令を設計する際の基本的な視座

a 行動的措置

① 違反行為の取りやめ及び将来不作為

・ 特定の問題解消措置を命じることは、他の措置の可能性を排除してしまうことになりかえって競争をゆがめる可能性や、時間の経過とともに採るべき措置の内容が変わる可能性もある。

・ 取りやめ及び将来不作為を命じる排除措置は、こうした問題を回避し、柔軟な解決策を違反行為者に検討させることが可能となる。

② 一定の価格（以上又は以下）での販売を命じることの当否

・ マージンスクイズが生じている場合、その原因が川上市場における卸売価格の高すぎる設定にあるのか、川下市場における小売価格の低すぎる設定にあるのか、あるいは両方にあるのかについて、判断することは容易ではない。

・ 妥当な価格水準であるかどうかは時間の推移とともに変化するものであり、その都度競争当局が価格水準を定め続けることは事実上不可能である。

b 構造的措置

・マージンスクイズが発生する構造を解消させるものであり、最も抜本的・効果的な問題解消措置であるが、財産権の侵害といった問題を伴うものであり、比例原則の観点からも、競争当局が構造的措置を求めるためには、その必要性とともに、財産権の侵害が最小限である必要がある。

c 結論

・マージンスクイズに対し、一律に適切な問題解消措置を定めることは困難であり、事案に応じて問題解消措置を検討する必要。

・現在の日本の独占禁止法の制度では事業者が積極的な問題解消措置を提案するインセンティブがないところ、将来的には違反行為の認定等を行わない代わりに積極的な問題解消措置を事業者から提案させる制度（EU の確約手続〔commitment〕を想定）の設計を検討することも考えられる。

ウ 他のネットワーク産業におけるマージンスクイズ規制への示唆

・電気通信事業以外のネットワーク産業に対して、川上市場において事業法規制によって競争者に対してネットワークの接続義務が課され接続料金規制が行われている場合には、垂直統合型事業者は川上市場において独占利潤を得られないため、川下市場において競争者を排除するインセンティブが働き、競争者を排除する手段としてマージンスクイズを用いることは十分に考えられる。

・実際、欧米では、ガス、電気及び水道事業において、マージンスクイズが競争法に違反するかどうか問題となった事例が発生している。

・他のネットワーク産業におけるマージンスクイズの規制に当たっては、川上市場におけるアクセスチャージに対する規制の有無や、市場支配的地位の認定に当たって重要となる技術革新による競争の可能性など、電気通信事業を取り巻く環境の違いから具体的な規制手法に違いが生じる可能性もある。